Japan. Tax-free Shop

消費税免税店の手引き

さあ、免税店になろう!

【 電子手続き 】





観光庁 Japan Tourism Agency

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

目次

1 消費税免税店になる前に ～制度の紹介～

消費税免税店制度とは? 03
免税手続きの電子化について 04
一般型消費税免税店の概要 06
手続委託型消費税免税店の概要 07
臨時販売場(臨時免税店)制度の概要 09
自動販売機における免税販売制度の概要 10

2 消費税免税店になるには ～申請の方法～

一般型消費税免税店の許可申請方法 11
手続委託型消費税免税店の許可申請方法 12
承認免税手続事業者の承認申請方法 15
臨時販売場(臨時免税店)の承認申請方法 16

3 消費税免税店になったら ～手続の説明～

免税店の手続(一般型・委託型共通) 18
免税店の手続(一般型) 22
免税店の手続(委託型) 25

4 ツールなどを活用しよう 26

注意:当該資料における、「消費税免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。

観光庁 Japan Tourism Agency　経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

消費税免税店制度とは?

消費税免税店が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で物品を販売する場合、その販売に係る消費税が免除される制度のことです。

消費税免税店には2つの種類があります

一般型消費税免税店

販売場を経営する事業者がその販売場において免税販売手続を行う消費税免税店



手続委託型消費税免税店

その販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店



免税販売手続きにも2つの方法があります。

電子による手続き

【制度開始】2020年4月1日

従来の紙による手続き

【制度廃止予定】2021年9月30日

●知っておこう①

Q 免税販売手続の電子化って?

A 2020年4月1日から、現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印等)が廃止され、免税販売手続が電子化されました。
※2021年9月30日までは、現行の紙による免税販売手続も認められます。

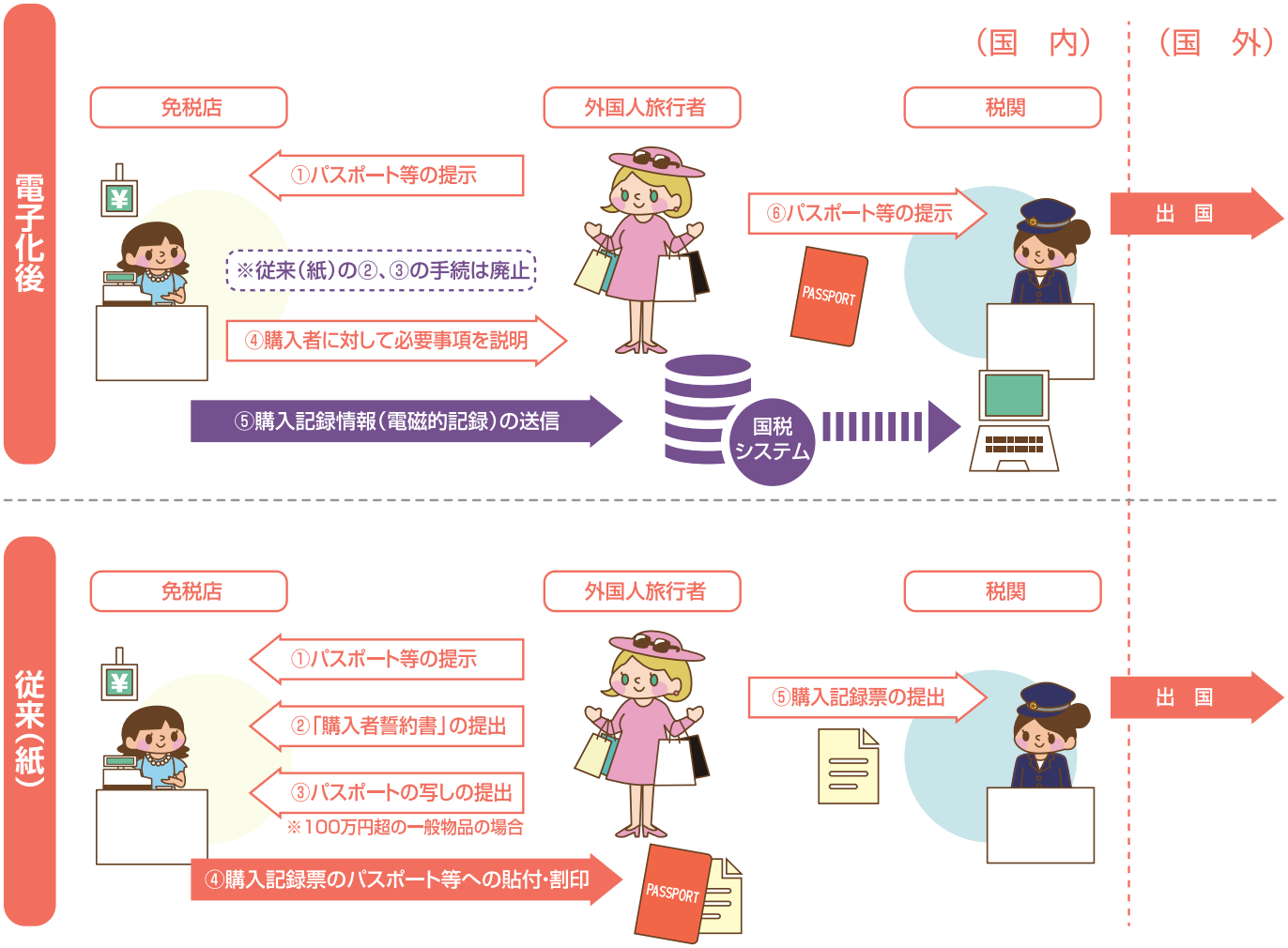

⑤購入記録情報(電磁的記録)の送信の詳細

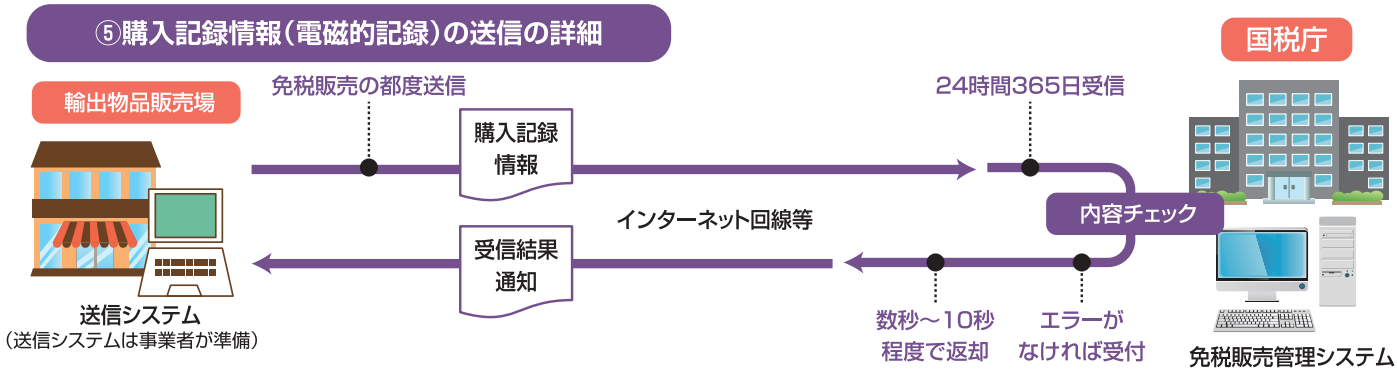

※紙の手続についてお知りになりたい方は、観光庁消費税免税店サイトに掲載している「消費税免税店の手引き(紙による手続)」をご参照ください。
http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/

●知っておこう②

Q　免税手続を電子化するためにはどうすればいいの？

A

電子化後は購入記録情報を国税庁の受信システムに電子的に送信する必要があります。電子送信の方法には、各店舗から直接送信する方法と国税庁の承認を受けた承認送信事業者※1を介して送信する方法があります。

①電子送信するためのシステムを提供している事業者に相談するなどして、送信方法を決定しましょう。※2

②①で決めた送信方法を踏まえて、免税店ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

③②の届出書を提出後、所轄税務署長から免税店ごとの識別符号※3が通知されますので適切に管理して下さい。

●スケジュール

経過措置期間
※書面による免税販売手続も可能

2019年10月1日受付開始	2020年4月1日	2021年9月30日
●購入記録情報の提供方法等の届出書 ●承認送信事業者の承認申請書	●免税販売手続の電子化	●経過措置期間終了

（参考）承認送信事業者による購入記録情報の提供のイメージ

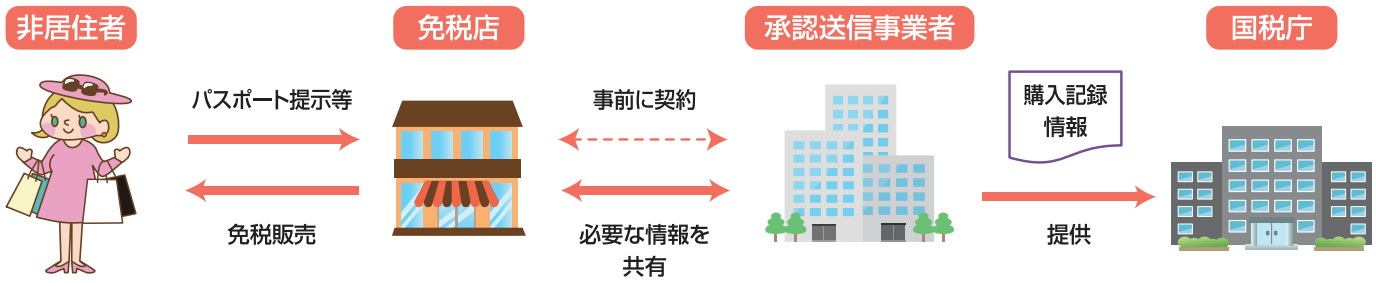

※1 承認送信事業者について詳しくお知りになりたい方は、国税庁HP掲載中の「輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されます（令和元年7月）」P4をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm

※2 観光庁「免税販売手続の電子化　特設サイト」において、電子化に対応した免税システム提供を予定する事業者情報を掲載中です。
http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/denshika.html

※3 識別符号は、国税庁に電子送信する購入記録情報における記録項目の一つとなります。

? 一般型消費税免税店の概要

消費税免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

場所

一般型消費税免税店の許可を受けた店舗での販売であること

事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。

対象

「非居住者」に対する販売

外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しません。

免税対象物品

通常生活の用に供されるもの※で、次の2つの条件のいずれかを満たす物品

※金地金・白金地金等、生活の用に供さないもの、非居住者が事業用または販売用として購入することが明らかであるものは免税対象外。

①同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が5千円以上であること。

②同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額（税抜）が5千円以上、50万円までの範囲であること。

「一般物品」について指定された方法により包装することにより、消耗品との合算が可能です。

※詳細はP21ページを参照

手続

所定の手続に基づく販売であること

消費税免税店は購入者に対して必要事項を説明すること、「購入記録情報」を国税庁の受信システムに遅滞なく電子送信し、7年間保存することなど。

輸出

非居住者は、出国の際に、パスポート等を税関に提示
免税物品を国外へ持ち出すこと

手続委託型消費税免税店の概要

手続委託型消費税免税店は、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内で非居住者に対して物品を販売する場合、その免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることができます。

●免税手続カウンターでの買い物のイメージ

A店で和菓子2,000円を購入
C店で日本酒4,000円を購入
▶ 合算5,000円以上

※いずれも税抜価格

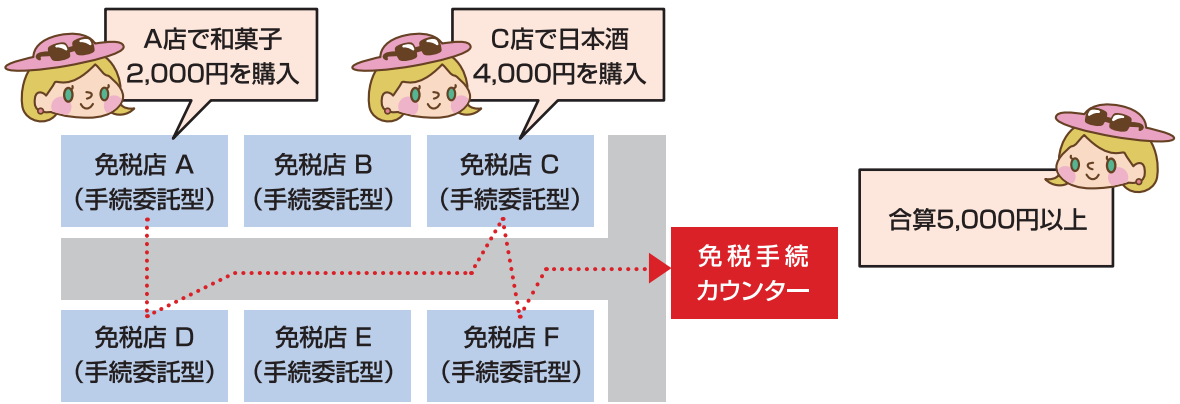

商店街やショッピングセンターの中で、店舗を越えて合算して、免税販売手続が可能に!

※免税手続カウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となる。

※1 手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
※2 承認免税手続事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。
※3 免税販売手続を代理するにあたり、承認免税手続事業者と手続委託型消費税免税店を経営する事業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。

●特定商業施設の種類

商店街振興組合

免税手続カウンター設置場所

商店街振興組合の定款に定めた地区

販売店舗の設置要件

上記地区に所在し、商店街振興組合の組合員であること

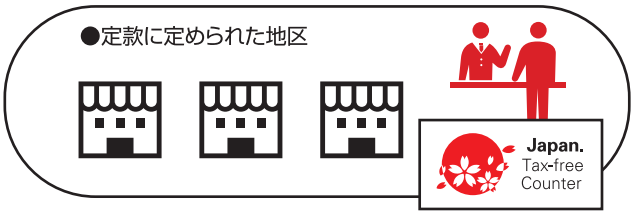

事業協同組合

免税手続カウンター設置場所

事業協同組合の組合員が形成する一の商店街

販売店舗の設置要件

上記商店街に所在し、事業協同組合の組合員であること

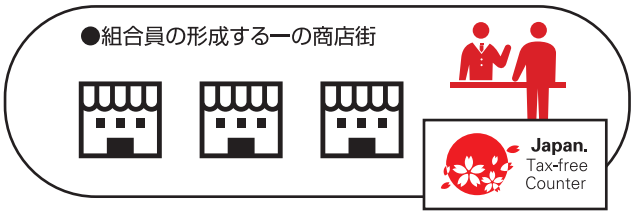

大規模小売店舗

免税手続カウンター設置場所

大規模小売店舗の施設内

販売店舗の設置要件

大規模小売店舗の施設内

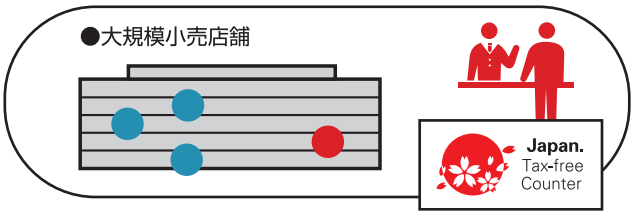

一棟の建物(不動産登記上)

免税手続カウンター設置場所

一棟の建物内

販売店舗の設置要件

一棟の建物内

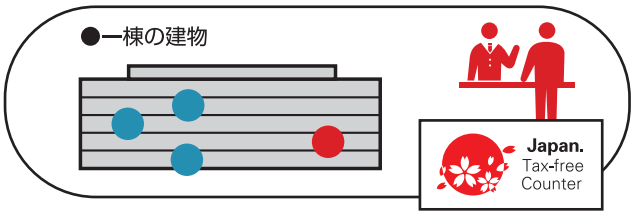

● 手続委託型消費税免税店　● 免税手続カウンター

●知っておこう①

Q　特定商業施設って？

A　特定商業施設とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
①商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限ります）	当該地区	商店街
②中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限ります）	当該地域	
③大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます）	当該一棟の建物	テナントビル等

●知っておこう③

Q 複数の商店街組合で一緒に免税手続カウンターを設置することは出来るの？

A 商店街の地区等（商店街振興組合の地区又は事業協同組合において一の商店街が形成されている地域をいう）が他の商店街の地区等と隣接している場合は、その隣接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができます。
また、同一の税務署の管轄区域内にある商店街の地区等が他の商店街の地区等と近接している場合は、その近接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができます。

隣接する商店街の地区等

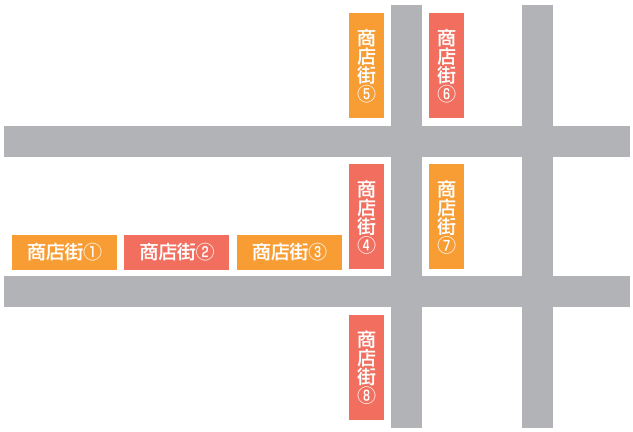

●ケース1
それぞれの商店街の地区等の境界が接している状態
商店街①及び②、商店街②及び③、商店街③及び④

●ケース2
道路を挟んで商店街の地区等が接している状態
商店街⑤及び⑥、商店街④及び⑦、商店街④及び⑧、
商店街⑦及び⑧

※商店街に隣接する他の商店街に更に隣接する他の商店街を含めて一の特定商業施設とすることができる。商店街①～④など。

近接する商店街の地区等

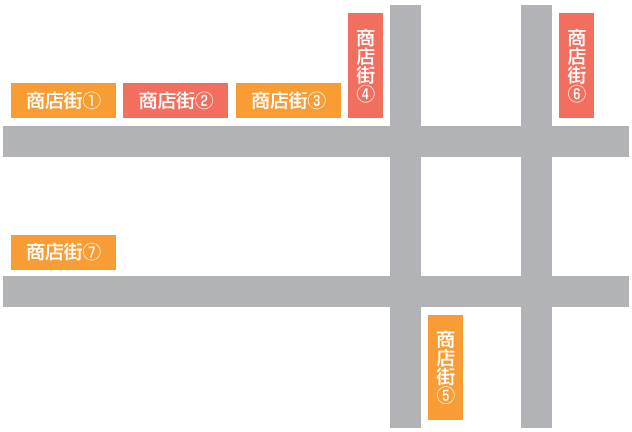

●ケース1
徒歩により商店街の地区等の間の移動が容易な状態
商店街①及び③、商店街④及び⑤、商店街⑤及び⑥

●ケース2
巡回バスにより商店街の地区等の間の移動が容易な状態
商店街⑥及び⑦、商店街①及び⑥

ポイント

隣接又は近接する各商店街の免税販売手続を一の承認免税手続事業者が行う場合には、当該事業者及び商店街の組合員は、承認・許可申請の際に、以下の書類を添付する必要がある。
①各商店街が連携して行っているイベント等がある場合は、当該共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要がわかるイベントのちらし
②連携したイベント等を行った実績がない場合は、当該制度を連携して行うメリット等を記載した理由書

臨時販売場（臨時免税店制度）の概要

地域のお祭りやイベント会場等において7月以内の期間を定めて設置する臨時販売場は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売手続を行うことができます。

●臨時販売場を輸出物品販売場とみなす要件

①消費税免税店を経営する事業者であること

②あらかじめ臨時販売場を設置する事業者として納税地を所轄する税務署長の承認を受けていること

③臨時販売場を設置する日の前日までに、臨時販売場を設置しようとする期間等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること

●イベント会場等への臨時の免税店の設置手続

臨時免税店の設置に係る事前承認

あらかじめ、臨時販売場を設置する事業者として税務署長の承認を受ける。

出店時

前日までに、臨時販売場を設置することを税務署長に届け出る。

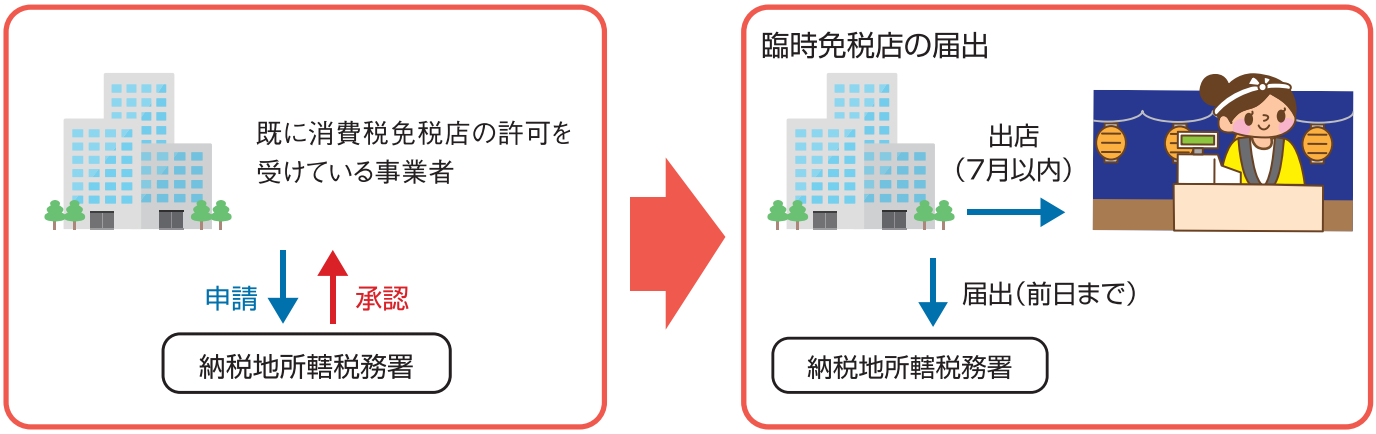

自動販売機における免税販売の概要

輸出物品販売場の許可の区分に、免税販売手続が自動販売機によってのみ行われる輸出物品販売場が創設されました。2021年10月1日以降、免税販売手続が可能な一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置が不要となります。

※ 2021年10月1日以降に行われる輸出物品販売場の許可申請から適用されます。

? 一般型消費税免税店の許可申請方法

一般型消費税免税店になるには、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」、次の添付書類、及び「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を消費税免税店を経営しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長へ申請し、許可を受ける必要があります。

●「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の添付書類

①許可を受けようとする販売場の見取図（販売場のレイアウト図などに免税販売手続を行う場所を付記したもの）
②免税販売の方法を販売員に周知するための資料（免税販売手続マニュアルなど）
③免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料（免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど）
④申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）
⑤許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料（取扱商品リスト、商品カタログなど）

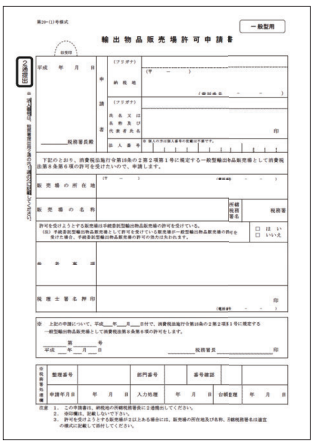
輸出物品販売場許可申請書（一般型用）

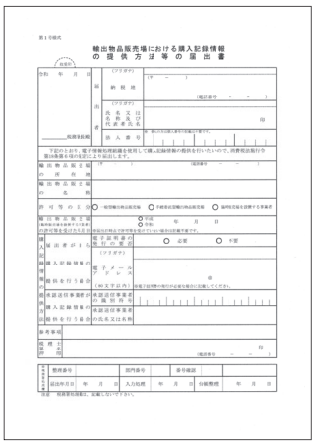
購入記録情報の提供方法等の届出書

●「購入記録情報の提供方法等の届出書」

一般型消費税免税店として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です。

●一般型消費税免税店の許可要件

①次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者※1に限る）が経営する販売場であること
　イ:現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る）がないこと
　ロ:輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。その他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
②現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること
③免税販売手続に必要な人員を配置※2し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する※3販売場であること

※1 その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることができる。
詳細は国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm）
※2「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要となる手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているもの。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えない。
※3「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要となる手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではない。

? 手続委託型消費税免税店の許可申請方法

販売場を「手続委託型消費税免税店」にしようとする事業者※は、その販売場ごとに、その事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。
そのためには、手続委託型消費税免税店と承認免税手続事業者の間で免税販売手続の代理契約を締結し、申請書とともに契約書の写しを税務署へ提出することが必要です。

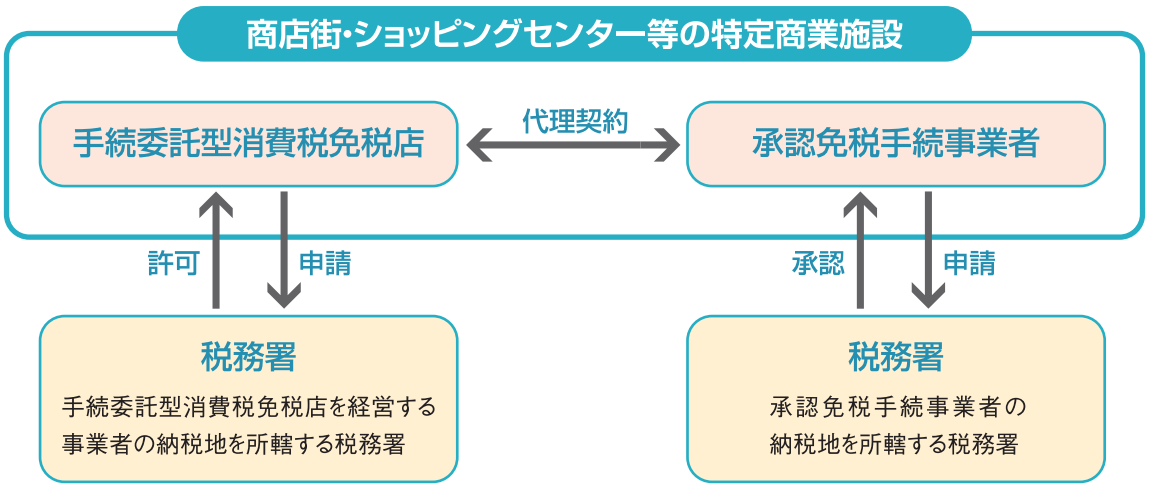

●商店街等における免税手続カウンター導入のヒント

既に免税販売手続を行っている百貨店やスーパーが手続を受託する※1

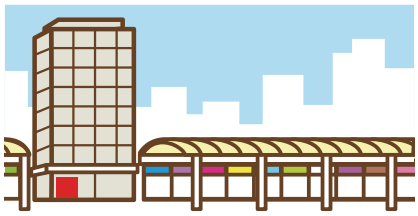

外国人対応が得意なお店や、コンビニ・配送業者等の人や物が集まる施設に免税手続カウンターを設置する※1



補助金等を活用して新たに免税手続カウンターを設置する※2 ※3 ※4

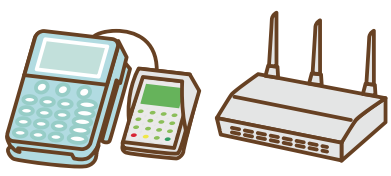

※他の事業者が経営する販売場で免税販売手続を代理する事業者（消費税の課税事業者に限る）が、その販売場が所在する特定商業施設に免税手続カウンターを設置するためには、自身の納税地を所轄する税務署長の承認を受け、承認免税手続事業者になる必要がある。

※1【一般型消費税免税店と承認免税手続事業者を兼ねる場合】一般型消費税免税店を経営する事業者が、その一般型消費税免税店について承認免税手続事業者として承認を受けて免税手続カウンターを設置した場合、他の手続委託型消費税免税店の免税販売手続の代理を行うことができる。また、免税販売手続の代理を行う手続委託型消費税免税店で販売した物品とその一般型消費税免税店で販売した物品を合算して、下限額を超えるか判定することができる。

※2【商店街活性化・観光消費創出事業】免税手続カウンターの設置、免税対応機器の整備、Wi-Fiの設置等に係る費用を補助。

※3【観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業】旅行環境まるごと整備計画の認定見込みがある地域における先進的な決済環境（キャッシュレス、免税対応等）等の整備に係る費用を支援

※4【観光産業等生産性向上資金】日本政策金融公庫による※2に係る設備資金、従業員向け研修費、人件費等に対する低利融資。

手続委託型消費税免税店の許可申請方法

手続委託型消費税免税店になるには、「輸出物品販売場許可申請書（委託型用）」、次の添付書類、及び「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を消費税免税店を経営しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長へ申請し、許可を受ける必要があります。

●「輸出物品販売場許可申請書（委託型用）」の添付書類

①販売場が所在する特定商業施設の見取図（販売場及び免税手続カウンターの場所を記したもの）
②承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し
③特定商業施設に該当することを証するイ～ニのいずれかの書類
イ:商店街振興組合の定款の写し
ロ:事業協同組合の定款の写し
ハ:大規模小売店舗に該当することを証する書類
ニ:建物の登記事項証明書（登記簿謄本の写し）
④申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）
⑤許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料（取扱商品リスト、商品カタログ）
⑥免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類（販売場で発行するレシートのひな形、一般物品と消耗品の別がわかる取扱商品リストなど）
⑦商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが確認できる書類（組合員名簿など）

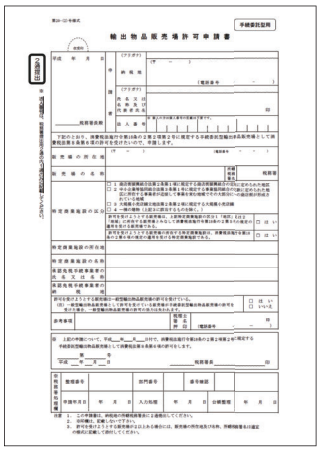
輸出物品販売場許可申請書（委託型用）

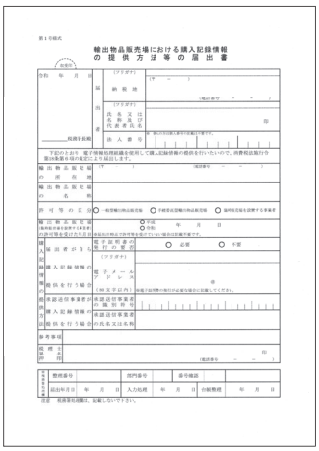
購入記録情報の提供方法等の届出書

●「購入記録情報の提供方法等の届出書」

ポイント　新たに特定商業施設に免税手続カウンターを設ける場合等で②の準備が間に合わない場合、「参考事項」欄に後日提出する旨を記載することで、②を後日送付扱いとして申請を行うことが可能。



●添付書類の例

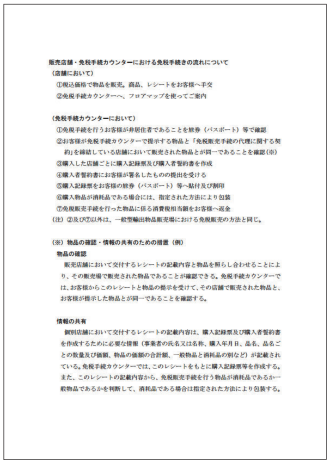

販売店舗・免税手続カウンターにおける免税手続きの流れについて

（店舗において）

①商品価格で物品を販売。商品、レシートをお客様へ手交

②免税手続カウンターへ、フロアマップを使ってご案内

（免税手続カウンターにおいて）

①免税手続を行うお客様が非居住者であることを旅券（パスポート）等で確認

②お客様が免税手続カウンターで提示する物品と「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している店舗において販売された物品とが同一であることを確認（※）

③購入した店舗ごとに購入記録票及び購入者誓約書を作成

④購入者誓約書にお客様が署名したものの提出を受ける

⑤購入記録票をお客様の旅券（パスポート）等へ貼付及び割印

⑥購入物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装

⑦免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をお客様へ返金

（注）②及び③以外は、一般型輸出物品販売場における免税販売の方法と同じ。

（※）物品の確認・情報の共有のための措置（例）

物品の確認

販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その販売場で販売された物品であることが確認できる。免税手続カウンターでは、お客様からのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。

情報の共有

販売店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録票及び購入者誓約書を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び値額、物品の値額の合計額、一般物品と消耗品の別など）が記載されている。免税手続カウンターでは、このレシートをもとに購入記録票等を作成する。

また、このレシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が消耗品であるか一般物品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。

免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類※。販売店舗と免税手続カウンターの間で行う物品の確認・情報の共有についてどのように行うかを記すこと。

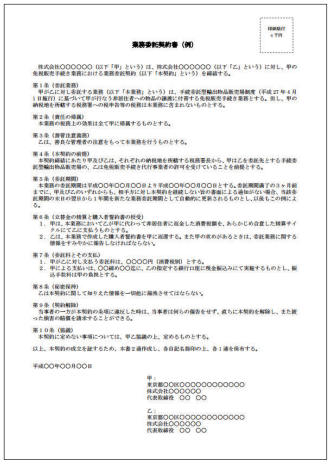

業務委託契約書（例）

株式会社○○○○○○（以下「甲」という）は、株式会社○○○○○（以下「乙」という）に対し、甲の免税販売手続き業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（委託業務）
甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、手続委託型輸出物品販売場制度（平成27年４月１日施行）に基づいて甲が行なう非居住者への物品の譲渡に付帯する免税販売手続き業務とする。但し、甲の納税地を所轄する税務署への税申告等の税務は本業務に含まないものとする。

第２条（責任の帰属）
本業務の実施上の効果は全て甲に帰属するものとする。

第３条（管理注意義務）
乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を行うものとする。

第４条（本契約の期間）
本契約締結日から甲及び乙は、それぞれの納税地を所轄する税務署長から、甲は乙を非居住者と委託する手続き販売場物品販売場の、乙は免税販売手続き代行事業者の許可を受けていることを前提とする。

第５条（委託期間）
本業務の委託期間は平成○○年○○月○○日より平成○○年○○月○○日までとする。委託期間満了の３ヶ月前までに、甲及びどちらかが申し入れをしない場合には、更に１年間を延長し、以後も同様とする。

第６条（立替金の精算と購入者誓約書の授受）
１．甲は、本業務においてどの甲に代わって本契約者に発生した消費税額を、あらかじめ合意した精算サイクルにてご乙に支払うものとする。
２．乙は、本業務で作成した購入者誓約書を甲に提出する。また甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第７条（手数料とその支払）
１．甲がご乙に対し支払う委託料は、○○○○円（消費税別）とする。
２．甲による支払いは、○○締め○○日迄に、乙の指定する銀行口座に預金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第８条（秘密保持）
乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第９条（契約解除）
当事者一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第１０条（協議）
本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲：
東京都○○区○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○
代表取締役　○○　○○

乙：
東京都○○区○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○
代表取締役　○○　○○

委託契約書のひな形※

※上記添付書類のひな形については、観光庁HP内「消費税免税店サイト」よりダウンロードが可能。
【消費税免税店サイト】　http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/faq.html

手続委託型消費税免税店として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要です。

●手続委託型消費税免税店の許可要件

①次のイ及び口の要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限る）が経営する販売場であること

イ：現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る）がないこと

口：輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと

②現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること

③販売場を経営する事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイ、口、ハの要件の全てを満たす関係があること

イ：当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること

口：当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること

ハ：当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること

承認免税手続事業者の承認申請方法

承認免税手続事業者とは、免税手続カウンターを設置する事業者のことです。
承認免税手続事業者になるには、「承認免税手続事業者承認申請書」とともに、「承認免税手続事業者承認申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記の書類を添付して免税手続事業者の納税地（本店所在地）を所轄する税務署長へ申請し、承認を受ける必要があります。

●「承認免税手続事業者承認申請書」の添付書類

①設置しようとする免税手続カウンターの見取図
②免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図
③免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類（免税販売マニュアルなど）
④特定商業施設に該当することを証するイ～ニのいずれかの書類
　イ:商店街振興組合の定款の写し
　ロ:事業協同組合の定款の写し
　ハ:大規模小売店舗に該当することを証する書類
　ニ:建物の登記事項証明書（登記簿謄本の写し）
⑤申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）
⑥免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料

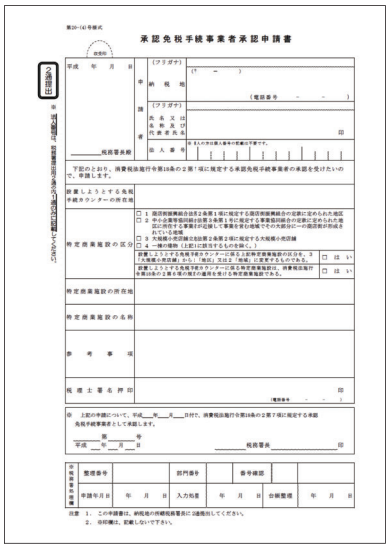
承認免税手続事業者承認申請書

承認免税手続事業者として、特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することの承認を受けるためには、次の①から④の要件の全てを満たしていることが必要です。

●承認免税手続事業者の承認要件

①消費税の課税事業者であること※
②現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る）がないこと
③免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること
④輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと

※その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることができる。詳細は国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm）

? 臨時販売場（臨時免税店）の承認申請方法

事前に臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、当該臨時販売場において免税販売を行うことができます。

※ この制度の対象となる臨時販売場とは、7月以内の期間 を定めて設置する販売場をいいます。
※ 臨時販売場における免税販売手続は、届出書に記載した 免税販売手続の区分（一般型又は手続委託型）に応じて行う こととなります。

臨時免税店の設置に係る事前承認

あらかじめ、臨時販売場を設置する事業者として税務署長の承認を受ける。

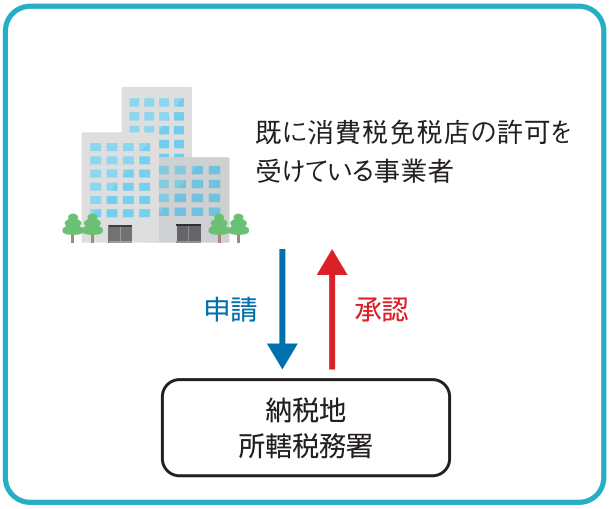

出店時

前日までに、臨時販売場を設置することを税務署長に届け出る。

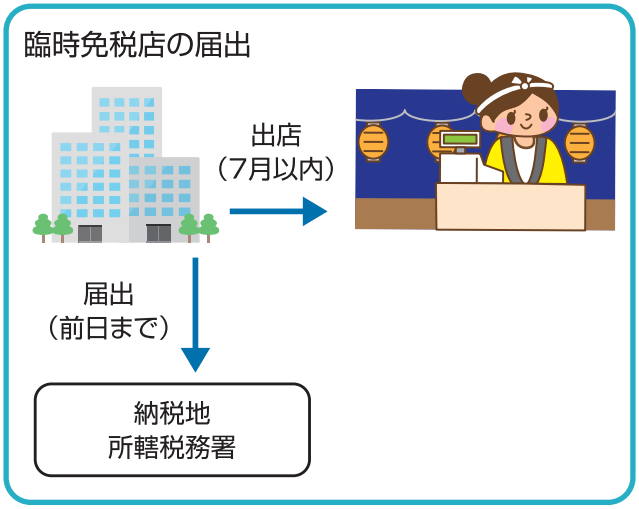

●臨時販売場（臨時免税店）を設置する事業者の要件

次の要件の全てを満たすことが必要。

①臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること（臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場の閉鎖後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。）。

②手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあっては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。

③輸出物品販売場の許可を取り消され又は臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

●「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」の添付書類

①臨時販売場で行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場で行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程など）

②次のいずれかの書類

・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績がある場合、その事実を証する書類（過去に出店したイベント等（催事場）の出店契約書の写しなど）

・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）など）

③その他参考となる書類

・申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）

・臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）

【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者である場合】

④自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（免税販売方法を記したマニュアルなど）

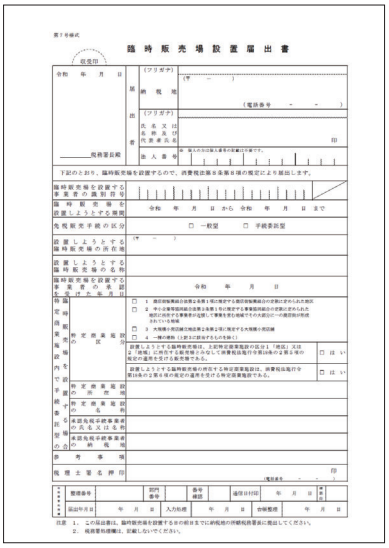
臨時販売場設置届出書

●「臨時販売場設置届出書」の添付書類

①臨時販売場を設置する場所の付近の見取図

②届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（テナント契約書、出店許可書の写しなど）

③その他参考となる書類（取扱商品リストなど）

【特定商業施設内で手続委託型の臨時販売場を設置する場合】

④ 販売場が所在する特定商業施設の見取図

⑤承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し

⑥特定商業施設に該当することを証する書類（組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し）

⑦ その他参考となる書類（臨時販売場で発行するレシートの雛型など）

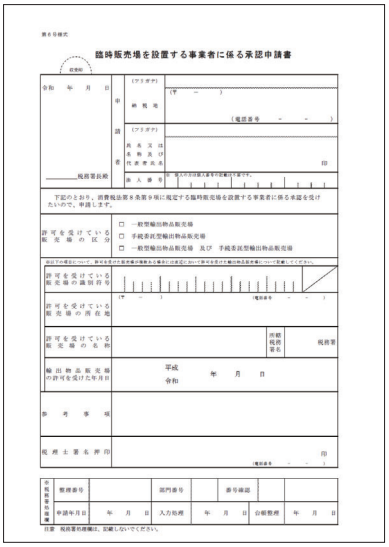
臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書

? 対象者について

免税販売は、外国人旅行者等の非居住者が対象となります。外国人であっても、国内に居住している者は免税販売の対象とはなりません。

●免税販売の対象となる「非居住者」

「外国為替及び外国貿易法」第6条第1項第6号（定義）に規定する非居住者

○一般的な外国人旅行者等

○日本人のうち、2年以上外国に滞在する目的で出国して外国に滞在しており、かつ、一時的に日本に入国し、滞在期間が6ヶ月未満で出国する者等

免税販売の対象にならない外国人の例

日本国内にある事業所に勤務する者

日本に入国後6ヶ月以上経過する者

	非居住者	居住者
外国人	①外国人は原則として非居住者として取り扱われます ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	①日本国内にある事務所に勤務する者 ②日本に入国後6ヶ月以上経過するに至った者

	非居住者	居住者
日本人	①外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ④①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者	①日本人は、原則として居住者として取り扱われます ②日本の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。

●パスポート等の確認事項

旅券情報

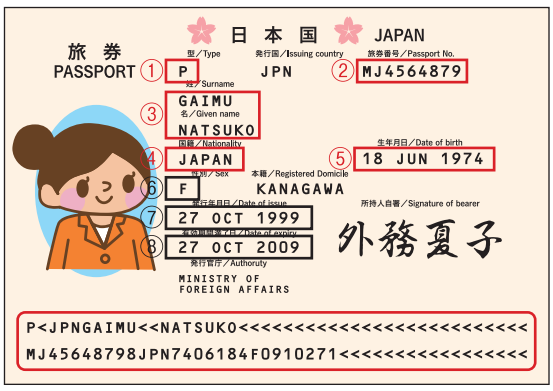

①旅券の種類（P=パスポートの意味）

②旅券番号　③氏名　④国籍　⑤生年月日

⑥性別　⑦パスポートの発行日　⑧パスポートの有効期限

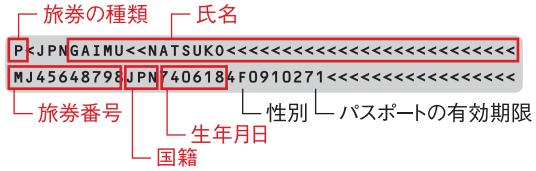

上陸許可情報（上陸許可の証印）

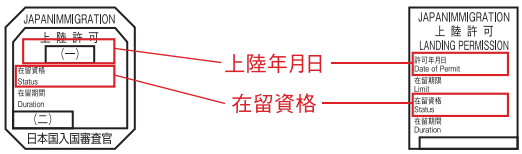

在留資格	内　容
短期滞在	観光、保養、スポーツ、見学等
留　学	本邦の大学や専修学校の専門課程等において教育を受けようとする者
就　学	本邦の高等学校若しくは専修学校の高等課程等で教育を受けようとする者
興　行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業に係る活動又はその他の芸能活動を行おうとする者
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化等について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて修得する活動を行おうとする者

※上記以外にも在留資格が存在。「短期滞在」が多い。

※上記の在留資格であっても、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6ヶ月以上経過した者は居住者に該当する（免税販売の対象とならない）。

免税物品について

生活の用に供するすべての物品※が国外に持ち出されることを前提に免税対象となりますが、一般物品と消耗品の区分により、免税要件や包装方法が異なります。

●一般物品（消耗品以外のもの）



家電製品　服･着物　カバン

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が、5千円以上のもの

●消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



食品類　飲料類　薬品類　化粧品類

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額（税抜）が、5千円以上、50万円までの範囲内のもの

●一般物品と消耗品の免税販売における要件

一般物品	消耗品
同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が5千円以上であること	同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額（税抜）が5千円以上、50万円までの範囲であること
	指定された方法により包装を行うこと ●一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。
免税購入する非居住者に輸出する旨等必要事項を説明。 ①免税購入した物品が輸出するために購入されるものである旨 ②本邦から出国する際、出港地を所轄する税関長※に所持する旅券等を提示しなければならない旨 ※居住者となる場合には、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長 ③免税購入した物品を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額を含む。）に相当する額を徴収される旨	

「一般物品」について指定された方法により包装を行った場合、「消耗品」の規定が適用される。
この場合、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5千円以上、50万円までの範囲であることが要件となる。
※詳細はP21ページを参照

※金地金･白金地金等、生活の用に供さないもの、非居住者が事業用または販売用として購入することが明らかであるものは免税対象外。

●消耗品の免税販売時の包装方法

○包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製等の箱」が可能

○包装は以下のような要件を満たすこと

①出国までに破損しない十分な強度を有すること

※果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される

②開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること

③包装の中の内容物や個数が確認できること

- ●袋の場合には、透明、ほとんど透明であること
- ●箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を貼付

④出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は記載した書面を貼付

○消耗品の包装に記載する注意喚起は、日本語及び外国語で行う必要がある。外国語は、英語に限らず、訪日旅行者の多い国の言語（中国語、韓国語等）で記載することが望ましい

○注意喚起は、袋の表面に印刷などで記載、又は印刷した書面を貼り付ける

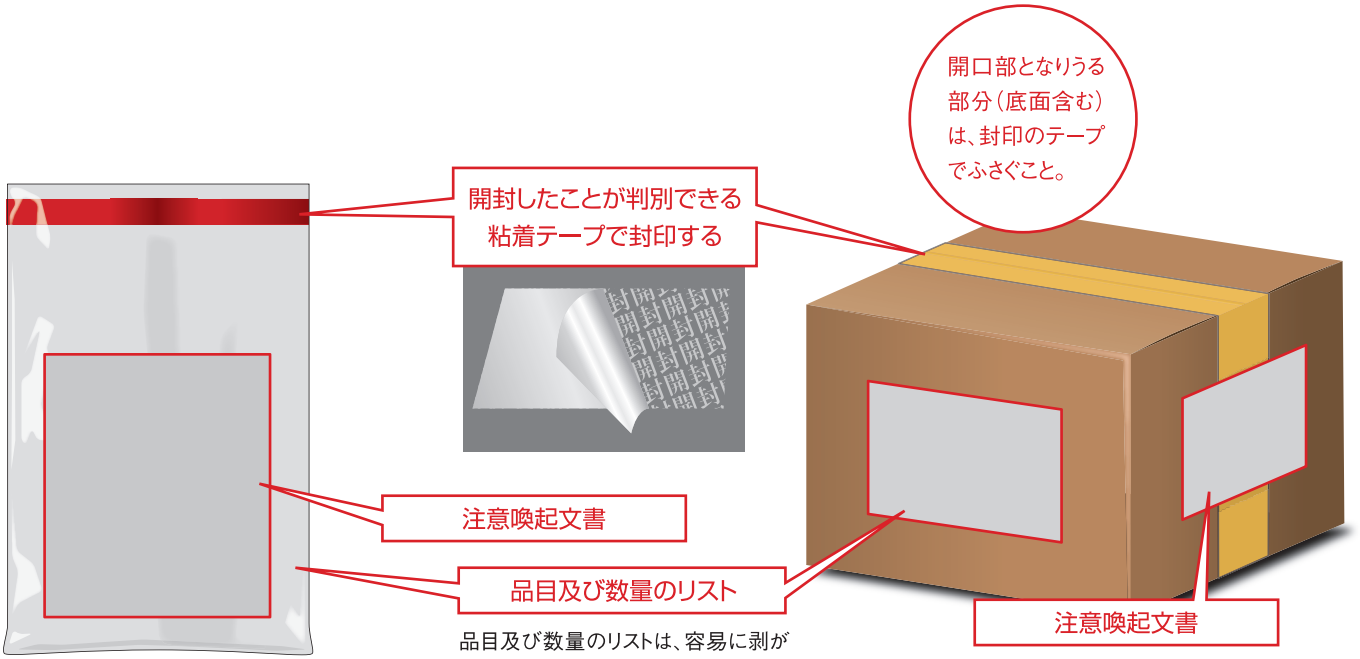

注意喚起文書の例

日本を出国するまで、開封しないでください。なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。

Do not open the packaging until you have left Japan. Please note that if you consume this product while in Japan, you may be subject to pay consumption tax.

在离开日本之前，请不要开封。如果在日本已经消费的话，将被征收消费税。

在離開日本之前，請勿開封。如在日本有消費情形，將被課徵消費稅。

일본을출국할때까지개봉하지마십시오. 또한, 일본에계신기간중소비한경우에는, 소비세가징수됩니다.

●知っておこう①

Q 「一般物品」と「消耗品」の合算はできないの？

A 「一般物品」についても「消耗品」と同様の特殊包装を行うこと等を条件に、合算が可能です。

●一般物品（消耗品以外のもの）



- 5千円以上・特殊包装不要
- 国内使用可

●消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



- 5千円以上・50万以下・特殊包装要
- 国内使用不可

●一般物品（消耗品以外のもの）＋消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



- 合算で5千円以上、50万円以下
- 特殊包装要
- 国内使用不可

免税手続の流れ（一般型）

外国人旅行者来店
免税を希望するか確認します。

希望する場合

希望しない場合

消費税課税販売
日本人と同様に通常の販売をします。

消費税免税販売
免税範囲の金額を確認します（同じ日に同じ店舗での販売合計額）。

一般物品	消耗品
5千円以上～上限額なし	5千円以上～50万円まで

●一般物品について、指定された方法より包装することにより、消耗品との合算が可能です。

パスポート等の確認
パスポート等を提示していただき下記を確認します。
●氏名　●国籍　●生年月日　●在留資格　●上陸年月日　●パスポート等の種類　●パスポート等の番号

国税庁の受信システムへの購入記録情報の送信
購入記録情報を送信します。

出国時の手続説明
「輸出するために購入するものであること」
「出国する際に、税関でパスポートの提示が必要であること」
「持ち出されていないことが発覚した場合、出国の際に消費税を追徴されること」

精算・商品渡し
税抜の販売金額を収受し商品を渡します。返品交換などで免税に必要な最低購入金額を下回った場合は、すべての商品に対して免税が取り消されるため、消費税をその場でお支払いただきます。
購入物品が消耗品である場合には指定された方法により包装し、引き渡します。

購入記録情報の保存（7年間）

購入者への説明義務・購入記録情報の保存について

消費税免税店は、免税販売をする際に、購入者に対して必要事項を説明し、購入記録情報を国税庁の受信システムに送信する必要があります。

●購入者への説明方法（例）

①口頭で行う
②説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する
③免税店内に説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する
②③の場合は購入者が内容を理解するよう「書類等をご一読下さい」と口頭で伝える等して確認を促す必要があります。

●購入者への説明事項

①免税購入した物品が輸出するために購入されるものである旨
②本邦から出国する際、出港地を所轄する税関長※に所持する旅券等を提示しなければならない旨
③免税購入した物品を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額を含む。）に相当する額を徴収される旨

※居住者となる場合には、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長

●購入記録情報の記録事項

購入記録情報の記録事項
購入者の①氏名②国籍③生年月日④在留資格⑤上陸年月日⑥所持する旅券等（旅券、船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書）の種類及び⑦番号 消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称⑨納税地⑩消費税免税店の名称及び⑪所在地⑫税務署長から通知を受けた識別符号⑬免税対象物品の譲渡の年月日及び⑭品名⑮品名ごとの数量⑯品名ごとの価額⑰一般物品又は消耗品の別⑱免税対象物品の価額の合計　等

●購入記録情報の保存

免税販売を行った消費税免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入記録情報を保存する。

このページ及び次のページでは、承認免税手続事業者が承認送信事業者の承認を受けて手続委託型消費税免税店の購入記録情報を送信する場合について記載しています。

? 販売店舗・免税手続カウンターにおける免税販売手続の流れ

手続委託型消費税免税店

物品の販売（税込）

手続委託型消費税免税店では税込価格で物品を販売し、商品、レシートを外国人旅行者へ渡します。
その際、免税手続カウンターへフロアマップ等を使って案内します。

↓

免税手続カウンター

パスポート等の確認

パスポート等を提示していただき
下記を確認します。

- 氏名
- 国籍
- 生年月日
- 在留資格
- 上陸年月日
- パスポート等の種類
- パスポート等の番号

↓

購入物品の確認

その外国人旅行者が免税手続カウンターにおいて提示する物品と「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型消費税免税店において販売された物品とが同一であることを確認します。

↓

国税庁の受信システムへの購入記録情報の送信

手続委託型免税店ごとに購入記録情報を送信します。

→

出国時の手続説明

- 一般物品は国外に持ち出すこと
- 出国する際に、税関でパスポートの提示が必要であること
- 持ち出されていないことが発覚した場合、出国の際に消費税を追徴されること

↓

購入者誓約書の作成と外国人旅行者による署名

その外国人旅行者が署名した購入者誓約書の提出を受けます。

↓

消費税相当額の返金

免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をその外国人旅行者へ返金します。

↓

購入記録情報を手続委託型免税店と共有

手続委託型消費税免税店は購入記録情報を7年間保存します。

物品の確認と情報共有について

免税手続カウンターでは、持ち込まれた物品が、手続委託型消費税免税店において販売されたものであるかを確認する必要があります。また、購入記録情報は、免税手続カウンターで作成するため、作成に必要な情報は販売場と共有できるようにしましょう。

●物品の同一性の確認のための手段（例）

販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その販売場で販売された物品であることが確認できる。免税手続カウンターでは、お客様からこのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。

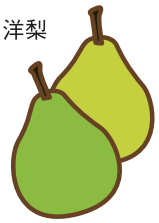

洋梨

「フルーツ4」等具体的な品名でない場合、「フルーツ4」が「洋梨」等の具体名を指すことを販売店舗と免税手続カウンターで情報共有すること。

Fruits & Vegetable

観光フルーツ

観光商店街店
TEL:0000-0000

2015年1月12日（月）　19:45
#0000-01

人数		1名
フルーツ4 @2025×2		¥5050
外税	¥5050	¥404
現計		¥5454
（消費税計　¥404）		

扱0000000001　2品買　000732

消耗品免税販売価格 ¥5050

●情報の共有のための手段（例）

個別店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録情報を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び価額（税抜）、物品の価額の合計額（税抜）、一般物品と消耗品の別など）が含まれている。免税手続カウンターでは、このレシートをもとに購入記録情報を作成する。また、このレシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が消耗品であるか一般物品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。そのほか、レシートに代わり電子的に販売情報を共有することも考えられる。

※なお、野菜・果物や肉類の持込は各国の検疫のルールに従って対応する必要があるため、事前に確認をお願いします。



購入者への説明義務・購入記録情報の保存について

承認免税手続事業者は、免税手続カウンターにおいて販売店ごとに1件ずつ購入記録情報を確認しましょう。また、購入記録情報は販売店に還元し、各店舗で保存しましょう。

? 消費税免税店向け便利ツール

観光庁では関係省庁、組織等と連携し、消費税免税店の拡大に向けた取組を推進しています。また国内事業者向け「消費税免税店サイト」を開設し、パンフレットや免税手続の多言語説明シート、免税店に関する外国人向け情報発信を目的としたシンボルマーク等のツールを作成しております。

●消費税免税店の拡大に向けた取組

観光庁 地方運輸局 ―協力→ 経済産業省 地方経済産業局 ―協力→ 地方自治体 商工会議所 等

免税店相談窓口

関係省庁が連携して、小売り事業者への情報発信と相談対応等により、免税店拡大を図る。

小売り事業者

全国で免税制度説明会を開催

免税制度説明会を全国各地で開催し、免税店許可取得を促進。地方自治体等が主催の説明会には講師を派遣して支援。

●「消費税免税店サイト」の開設

免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「消費税免税店サイト」を2014年10月1日より開設。



http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/

●パンフレットによる情報発信

免税制度に関するパンフレットを地方運輸局等を通じて配布。





●免税手続の多言語説明シート

外国人旅行者に消費税免税制度を分かりやすく多言語で説明するためのシートです。店舗への掲載、手続きカウンターでの説明等に活用できます。「消費税免税店サイト」よりダウンロードできます。

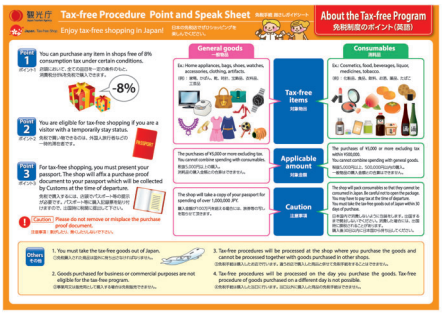

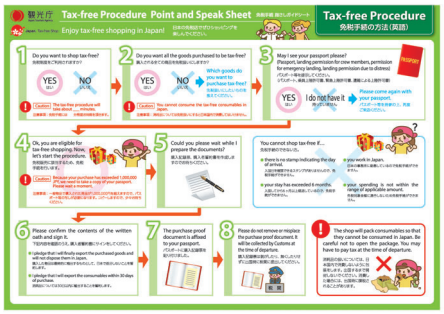

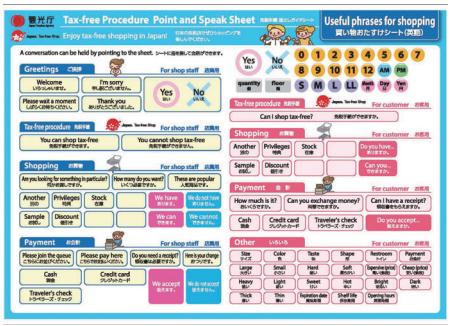

●免税店シンボルマーク

免税店シンボルマークを申請して活用しましょう。店頭に掲示することで、外国人旅行者にアピールできます。外国人旅行者が免税店情報をJNTOのHPやアプリケーションにおいて、情報・位置検索することが可能となります。

シンボルマーク使用申請サイト
（https://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent/login.php）

免税店シンボルマーク

Japan.
Tax-free
Shop

免税手続カウンターシンボルマーク

Japan.
Tax-free
Counter

●免税店に関する海外情報発信

免税店シンボルマークを申請した免税店については、JNTOのHPにおいて店舗の情報発信、位置検索が可能になります。（https://tax-freeshop.jnto.go.jp）

また、インバウンド向けスマホ用アプリで免税店の検索も可能になります。

JAPAN
OFFICIAL
TRAVEL
APP



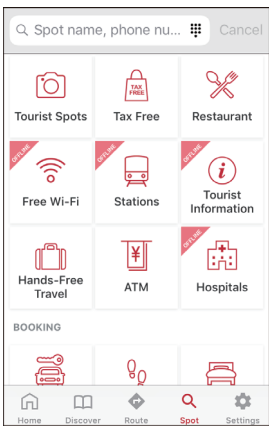

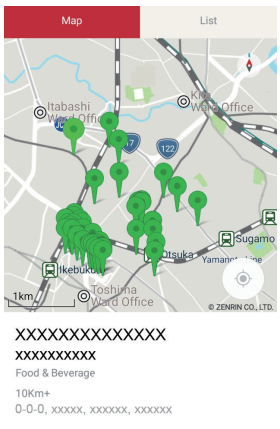

XXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
Food & Beverage
10Km+
0-0-0, xxxxx, xxxxxx, xxxxxx

■アプリ紹介
（ダウンロードもこちらから可能）

https://www.jnto.go.jp/smartapp

（2019年3月現在）

消費税免税店相談窓口

外国人旅行者消費税免税制度の問い合わせ先

地域	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL 011-290-2700	北海道経済産業局 産業振興課 TEL 011-709-1728
東　北	東北運輸局 観光企画課 TEL 022-791-7509	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL 022-221-4914
関　東	関東運輸局 国際観光課 TEL 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 048-600-0286
中　部	中部運輸局 観光企画課 TEL 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 052-951-0597
北　陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL 025-285-9181	
近　畿	近畿運輸局 国際観光課 TEL 06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 06-6966-6025
中　国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL 082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 082-224-5655
四　国	四国運輸局 観光企画課 TEL 087-802-6735	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 TEL 087-811-8524
九　州	九州運輸局 観光企画課 TEL 092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5511
沖　縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 TEL 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL 098-866-1731

相談窓口の他、税務署でもご相談を受け付けております。
所轄の税務署までお問い合わせください。

2020.4.1